

熊谷市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊谷市指定給水装置工事事業者規程（平成17年水道規程第14号。以下この条を除き「規程」という。）第20条の規定に基づき、熊谷市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）及び給水装置工事主任技術者（以下「指定業者等」という。）の違反行為（水道法（昭和32年法律第177号）及び同法の関連法令並びに同法に基づく本市条例その他の規程に違反する行為をいう。以下同じ。）に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第2条 水道課長（以下「課長」という。）は、指定業者等が違反行為を行った疑いがあると認められるときは、事実関係の調査を行わなければならない。

2 課長は、前項の調査に基づき、指定業者等が違反行為を行ったと認められるときは、当該指定業者等に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するとともに、^{てん}顛末書の提出を求めるものとする。

3 課長は、違反行為に対する措置が必要と判断したときは、違反行為調査兼報告書（様式第1号）を作成し、前項の規定により提出された顛末書を添えて管理者（水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）に報告する。

(違反行為に対する措置)

第3条 管理者は、指定工事事業者に違反行為があったと認められるときは、別表に定める処分基準に従い、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1)規程第8条の規定による指定の取消しの処分
- (2)規程第9条の規定による指定の効力の停止の処分
- (3)文書警告
- (4)文書注意

2 管理者は、給水装置工事主任技術者に水道法第25条の5第3項に規定する給水装置工事主任技術者免状の返納命令に該当する違反があったと認められるときは、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(処分による意見具申)

第4条 課長は、違反行為の内容を検討し、処分が必要と認めるときは、管理者に報告し、規程第18条の熊谷市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の開催の要否について意見を具申することができる。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第5条 管理者は、違反行為の内容が処分に相当すると認めるときは、熊谷市行政手続条例（平成17年条例第14号）及び熊谷市聴聞規則（平成17年規則第20号）に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与に係る手続を行う。

2 聴聞は課長が主催する。

（諮問）

第6条 管理者は、第2条第3項の報告又は前条第1項の聴聞若しくは弁明を受け、処分する必要があると判断したときは、審査委員会に諮問する。

（処分等の通知）

第7条 管理者は、処分を審査委員会において決定したときは、規程第10条の規定に基づき告示するとともに、処分決定通知書（様式第2号）により速やかに当該指定工事事業者に通知しなければならない。

2 管理者は、第3条第1項の規定による文書警告又は文書注意の措置を決定したときは、行政指導通知書（様式第3号）により速やかに当該指定工事事業者に通知しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（指定給水装置工事事業者等に対する処分要綱）

2 平成17年10月1日施行の「指定給水装置工事事業者等に対する処分要綱」は、廃止する。

様式第1号（第2条関係）

違反行為調査兼報告書

給水装置工事施行場所	熊谷市	
指定給水装置 工事事業者	住 所	
	氏名〔法人の場合は名称及び代表者の氏名〕	登録番号 第 号
	電 話 番 号	
	主任技術者	免許番号 氏名
給水装置工事 申 込 者	住 所	
	氏名〔法人の場合は名称及び代表者の氏名〕	
	電 話 番 号	
違反内容		
違反行為が 発覚するまでの 経 緯		
所 見		
作成年月日	年 月 日（ ）	
作成者		
措置内容	<input type="checkbox"/> 指定の取消し <input type="checkbox"/> 指定の停止 <input type="checkbox"/> 文書指導（警告・注意） <input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者免状返納命令対象報告書を厚生労働省に提出	

備考1 指定業者等から提出された顛末書を添付すること。

2 簡易報告書として使用する場合は、記入できる範囲で可とする。

熊水第 号
年 月 日

（氏名又は名称）

（住所）

（代表者氏名） 様

熊谷市長

㊟

処分決定通知書

熊谷市指定給水装置工事事業者規程第8条・第9条の規定により、次のとおり熊谷市指定給水装置工事事業者としての指定を取消（停止）します。

記

1 処分の種類

（指定の停止期間 年 月 日から 年 月 日まで）

2 処分の理由

（教 示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊谷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊谷市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において熊谷市を代表する者は、熊谷市長です。ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

熊水第 号
年 月 日

（氏名又は名称）

（住所）

（代表者氏名） 様

熊谷市長

Ⓜ

行政指導通知書

熊谷市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第3条の規定により、次のとおり警告・注意します。

なお、今後はこのような違反行為のないよう水道法及び関係法規並びに熊谷市水道条例及び関係規程を遵守の上、業務を行うよう万全を期してください。

記

1	現認期日	年 月 日
2	給水工事施行場所	熊谷市
3	水栓番号	
4	違反内容	
5	指導内容及び理由	

別表（第4条関係） 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

違反項目	法根拠条文 (水道法)	法関係法令条文 (水道法とその施行規則)		違反内容	処分内容	指導方法等
指定要件 違反	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	施行規則第 21条	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し	○「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。(文書で期限を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		第1項第2号	施行規則第 20条	2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し	○厚生労働省令で定める機械器具を有しないことが判明したときは、指定業者に対し欠けている機械器具を備え付けるよう指導する。(文書で期限を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		第1項第3号イ		3 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものであることが判明したとき。	指定取消し	○指定業者が個人の場合は、「廃止届」を提出するように指導する。法人の場合は、欠格条項に該当する役員を他の者に変更した場合は適用しない。
		第1項第3号ロ		4 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定取消し	○一律に指定を取り消す。
		第1項第3号ハ		5 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し	○一律に指定を取り消す。
		第1項第3号ニ		6 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し	○一律に指定を取り消す。
		第1項第3号ホ		7 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ①無断通水、メーターの不正使用等したとき。 ②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 ⑤研修の機会を確保しなかったとき。 ⑥文書注意に従わないとき。 ⑦文書警告に従わないとき。 ⑧その他の違反行為 (主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完了後管理者の検査を受けなかったとき。)	指定取消し又は指定停止6月以下 指定停止6月以下 指定停止3月以下 指定停止6月以下 文書注意 文書警告 指定停止3月以下 指定停止6月以下	○様々なケースがあり得るが、違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 再犯の場合(2年程度)や悪質と判断できるときは欠格要件に該当するとみなし指定を取り消す。(文書で期日を定め警告)

給水装置 工事主任 技術者選 任等義務 違反	第 25 条の 11 第 1 項第 2 号	第 25 条の 4 第 1 項 第 2 項	施行規則第 第 21 条 第 1 項 第 2 項 第 3 項	1 給水装置工事主任技術者の選 任又は解任の届出をしないとき。 2 給水装置工事主任技術者が2以 上の事業所に選任され、その職務 に支障があるとき。	指定取消し 指定停止 3 月以下	○「選任届」、「解任届」を速やか に提出するよう指導する。(文書 で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定 を取り消す。 ○兼任を解くよう指導し、「解任 届」を提出させる。(文書による注 意)
届出義務 違反	第 25 条の 11 第 1 項第 3 号	第 25 条の 7	施行規則第 34 条 施行規則第 35 条	1 事業所の名称及び所在地等の変 更の届出をしないとき又は虚偽 の届をしたとき。 2 休止届、廃止届、再開届を届出 しないときは又は虚偽の届出を したとき。	指定取消し 指定取消し	○「変更届」を速やかに提出する よう指導する。(文書で期日を定 め警告) この指導に従わない場合、又は虚 偽の届出を行った場合は指定を 取り消す。 ○「休止届」、「廃止届」、「再開 届」を速やかに提出するよう指導 する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合、又は虚 偽の届出を行った場合は指定を 取り消す。
事業の運 営基準違 反	第 25 条の 11 第 1 項第 4 号	第 25 条の 8	施行規則第 36 条 第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 5 号イ 第 5 号ロ	1 給水装置工事ごとに給水装置 工事主任技術者を指名しなかつ た。 2 配水管から分岐して給水管を 設ける工事及び給水装置の配水 管への取付口から水道メーター までの工事を施行する場合にお いて、当該配水管及び他の地下埋 設物に変形、その他の異常を生じ させることがないよう適切に作 業を行うことができる技能を有 する者を従事させ、又はその者に 当該工事に従事する他の者を実 施に監督させないとき。 3 管理者の承認を受けた工法、工 期その他の工事上の条件に適合 しない工事を施行したとき。 4 令第 6 条に規定する基準に適合 しない給水装置を設置したとき。 (令第 6 条：給水装置の構造及び 材質の基準) 5 給水管及び給水用具の切断、加 工、接合等に適さない機械器具を 使用したとき。	指定停止 1 月以下 指定停止 6 月以下 指定停止 6 月以下 指定停止 3 月以下	○工事申し込みの際の設計書に 主任技術者を記入する欄が空白 の場合は記入させる。 ○技能を有する者は公的な資格、 民間の資格、あるいはこれらに類 するものにより判断することが 可能であるが、資格を有してい ない場合であっても実際に技能を 有しているか否かにより最終判 断すべきである。(文書により注 意) ○具体的には、施行要綱等に従わ ない場合が該当する。(令第 6 条 を除く。)工法等に適合するよう 工事のやり直しを指示し、改善後 違反行為の程度によって文書注 意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定 を取り消す。 ○基準に適合するよう工事のや り直しを指示し、改善後違反行為 の程度によって文書注意又は指 定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定 を取り消す。 ○適正な機械器具を備え付けて いるように指導し、改善後違反行 為の程度によって文書注意又は 指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定 を取り消す。

			第6号	6 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止3月以下	○記録の作成・保存を指導する。 (文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
工事施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号	第25条の9		1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由がなく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定停止3月以下	○当該事業者から事情を聴取して指導する。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
	第1項第6号	第25条の10		2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止3月以下	○当該業者から事情を聴取して指導する。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
	第1項第7号			3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与える恐れが大きいとき。	指定停止6月以下	○水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示し、文書で注意する。(悪質な場合は即取消し) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 また法違反の事実が明白であり、かつ重大であるときは、指定を取り消す。
不正申請	第25条の11 第1項第8号	第16条の2 第1項	施行規則第18条	1 不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	指定取消し	○事実が判明したら、速やかに取り消しを行う。

違反行為事務処理フロー図

